

町田市立学校の学校教材費等徴収規則の一部を改正する規則について

町田市立学校の学校教材費等徴収規則の一部を改正する規則について、報告いたします。

1 改正理由

学校教材費等の徴収の対象期間の区分を変更するため、改正したものです。

2 改正内容

学校教材費等の徴収に係る対象期間の適正化を図るため、徴収の対象期間の区分を以下のとおり変更しました。(第5条関係)

請求回	改正後 (対象期間及び納期限)	改正前 (対象期間及び納期限)
1回目	4月から8月まで 9月末日	4月から8月まで 9月末日
2回目	9月から <u>11月</u> まで 1月末日	9月から <u>12月</u> まで 1月末日
3回目	<u>12月</u> から3月まで 3月末日	<u>1月</u> から3月まで 3月末日

3 施行期日

公布の日 (令和5年12月28日) から施行

町田市立学校の学校教材費等徴収規則の一部を改正する規則

町田市立学校の学校教材費等徴収規則（令和4年11月町田市規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(学校教材費等の徴収等)</p> <p>第5条 第3条の規定により保護者が負担することを承諾した学校教材費等の徴収は、4月から8月まで、9月から<u>11月</u>まで及び<u>12月</u>から3月までの期間（3学期制の学校以外の学校の学校教材費等の徴収にあつては、4月から8月まで及び9月から3月までの期間）に区分して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の納期限は、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までとする。ただし、市長は、これにより難いと認めるときは、別に納期限を定めることができる。</p> <p>(1) 3学期制の学校に在籍する児童又は生徒の保護者 次に掲げる期間に応じ、それぞれ次に定める日</p> <p>ア 略</p> <p>イ 9月から<u>11月</u>まで 1月末日</p> <p>ウ <u>12月</u>から3月まで 3月末日</p> <p>(2) 略</p>	<p>(学校教材費等の徴収等)</p> <p>第5条 第3条の規定により保護者が負担することを承諾した学校教材費等の徴収は、4月から8月まで、9月から<u>12月</u>まで及び<u>1月</u>から3月までの期間（3学期制の学校以外の学校の学校教材費等の徴収にあつては、4月から8月まで及び9月から3月までの期間）に区分して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の納期限は、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までとする。ただし、市長は、これにより難いと認めるときは、別に納期限を定めることができる。</p> <p>(1) 3学期制の学校に在籍する児童又は生徒の保護者 次に掲げる期間に応じ、それぞれ次に定める日</p> <p>ア 略</p> <p>イ 9月から<u>12月</u>まで 1月末日</p> <p>ウ <u>1月</u>から3月まで 3月末日</p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第5条の規定は、令和5年9月1日以後の期間に係る学校教材費等について適用し、同日前の期間に係る学校教材費等については、なお従前の例による。